

議会運営委員会

平成30年5月9日（水）

午前9時59分開会

○村田委員長　おはようございます。

ただいまより議会運営委員会、議会改革検討委員会を開会させていただきたいと思っております。

本検討委員会は、3月28日を第1回目といたしまして、今回で4回目となるわけでございますけれども、先般の26日に開催の検討委員会では、さまざまな御意見をいただきました。そのさまざまな御意見のもとに、提案者及び議会運営委員会から皆様方に説明を申し上げたところでございます。前回の検討委員会で申しあげましたように、本日は1常任委員会に向けての方向性を求めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

前回の委員会では、繰り返しになりますけれども、さまざまな問題が出まして、実行したが不都合があったときの心配等の声もありました。これについては、現時点では不都合は考えられず、万が一何かが起こった場合はその都度改良して対応していく。

また、現状の委員会で一、二回やってみたいという御意見もございました。この現状の委員会で今後続けていっても、予算決算の予算に係る問題と、それから、総務、生活文教の常任委員会での予算の入り方という問題は解消されません。

また、閉会中、執行部からの説明等を充実させなければいけないという御意見もございましたが、これにつきましては、前回も申しあげましたように、執行部と議会、特に委員長と議長が今以上の連携を密にすることで充実をできるのではないかと。

また、本会議の形骸化、これも前回申しあげましたけれども、現在でも予算決算常任委員会は全員参加型であり、変化はないと思っております。あくまでも地方議会は本会議主義でありまして、委員会の結果は、可決、否決すべきものとして結果が出るものでありまして、本当の採決結果は本会議で決定するものであり、形骸化ということにはならないということも申しあげたところでございます。

また、1常任委員会の長所短所につきましては、これまで副委員長のほうから説明がなされました。短所は特にありませんけれども、定例会での一括をして1常

任委員会ということになりますと、定例会での時間的スケジュール、これを工夫することが必要ではないかと思っておるところでございます。

また、全員協議会や議会運営委員会の廃止という御意見もございましたけれども、これは後ほど資料に基づいて、また御説明をさせていただきたいと思えます。

また、議員定数の問題と同時にやったらどうかということも言われましたけれども、議員定数とこの議会改革とは別に切り離していただいて、残り、残任期で我々の3年あるわけでありますから、この3年でじっくりと議員定数については御検討をさせていただきたいということでありました。

また、さらに時間をかけてやってはどうかという御意見もございましたけれども、2回目、3回目からいろいろ申し上げておりますように、議論もありましたけれども、問題はほとんどもう網羅をされております。でも、ただ、それに御納得をいただくかいただかないかの話でございまして、また委員の皆さん方の御意見があったら御発言を願いたいと思えますけれども、以上のような経過をたどってまいりました。先般も申し上げましたように、今委員会では方向性を定めてまいりたいと思えますけれども、特にこれについて、皆さん、御意見ございますか。あったら御発言願いたいと思えますけれども、よろしいですか。それでは、その方向性につきましては、1常任委員会の設置に向けてこれから協議をしていくということで、1常任委員会にするという方向づけでよろしいでしょうか。

○三鬼（和）委員　まだ1常任委員会にするという議論はしたいと思えますけど、現時点で今までやってきたところ、私、議員になってから二十数年になるんですけど、私以上の先輩議員がおるときに、8人から6人ぐらいでの審査というか、委員会ですてきた経緯があって、1常任委員会とかがまだ経験がないということもございまして、あと、委員長、今言われましたように、議員定数には関係、別途切り離してということがあるんですけど、一つの委員会を6人で審査するということに関しましては、議員定数を、3期前でしたか、16人から13人にしたときに、一つの委員会、これまで6人でしてきた経験があるということで、13人から14人という議論を中心にしてきたという経緯がありますので、またその辺については、私自体がきちっと1常任委員会の経験がないということから、飲み込めていないというのか、もう少しこういうことというまとまったことについて検証をしてもいいのではないかという考えといたしますか、意見は持っております。

○村田委員長　この御意見については、おっしゃることもよく理解をできるんですけども、これ、先般も申し上げましたけれども、卵が先か鶏が先かという議論

になるんでしょうけれども、方向性を定めて、その中で、今、三鬼委員がおっしゃったようなことも検討して、それを今から検討していこうじゃないかということで方向づけをするものですから、私はまず1常任委員会にするという方向づけをする必要があるのではないかなど、副委員長ともども相談をしまして、今、このような場を持っておるわけでありましてけれども、それに際しては、委員の皆さん方、大まか、それで行こうじゃないかということでありましたらこのまま進めていこうと思っておりますけれども、御意見が分かれるようでありましたら、それはそれでしかるべくこちらで対応しなければいけないなということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

○濱中委員　1常任委員会ということの議会改革、副委員長がせんだってから言っていたことには理解をしております。前回は申し上げたように、やはりきょうの資料の中にも入れてくれておりますけれども、質疑のあり方とか、そういったことに関しましては、ある程度、申し合わせ事項としての明文化をするというところまでは言ってほしいなと思うんですね。方向づけをした上で議論を進めるということの重要性も、委員長の言われるとおりにやと思います。前回、委員長が方向づけをした上で準備をしていく、こういった一つ一つのことを解いていく中で、無理が出たときにはまたそこで方向性の変換もあるというようなことも言われましたので、やはりまず向きを一つに整えるということに関しては賛成したいと思っております。

○村田委員長　他にございませんか。

それでは、1常任委員会を設置するという方向性で議論に入らせていただいてもよろしいですか。

○濱中委員　方向づけをする上で、ある程度のタイムリミットというか、スケジュール的なことは皆さんの御意見は何いたいなと思います。

○村田委員長　これについては、資料の中で明記をしてありまして、後ほど事務局のほうから説明を行ってまいりますので、まず方向づけということで皆さんに御同意いただくということで今、確認をしておりますので、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　それでは、1常任委員会を設置するという方向づけでもって協議に入っていきたいと思えます。

それでは、資料に基づいて、事務局のほうから説明を求めます。

○岩本議会事務局長　それでは、お手元の資料に基づきまして、ただいま1常任

委員会についての協議を行っていただいております中で、そのことにかかわる法的な部分とか参考となるような事項について、改めての部分もたくさんありますけれども、説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページでございますけれども、地方自治法による委員会の位置づけでございます。これは先般の議会運営委員会でも出ておりましたように、自治法の第109条におきまして、「普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。」と規定されております。また、同条の第2項には常任委員会、第3項には議会運営委員会と、それぞれ所管事項が区分して規定されておるところでございます。したがって、常任委員会と議会運営委員会につきましては、自治法上、その役割が明確に分けられているということでございます。

次に、2ページをごらんください。

1 常任委員会としている他市議会の状況ということで、以前お示しをさせていただきました四つの市の状況を示させていただいたものでございます。まず、常任委員会のところでは、4市とも議員定数がそのまま常任委員会の定数となっておりまして、任期は議員の任期、つまり4年間ということでございます。

次に、その下の議会運営委員会につきましては、4市とも設置しているということで、夕張、歌志内、三笠については、正副議長を除いた全員で構成されております。赤平市のみ、議員定数9人に対して議運が5人という構成になっております。

また、その下の全協等というところでは、夕張、三笠、赤平については、会議規則で規定して、名称はそれぞれ違いますけれども、いわゆる全員協議会的な会議を設置していると。歌志内のみ会議規則には規定されていないと、こういう状況になっております。

次、3ページをごらんください。

前回の協議の中で、フロー図というようなお話も出ておりましたので、一応、1 常任委員会における議案審査の流れということで記載をしております。左側の1の議案上程から、一番下の8、採決まで、流れとしては、1 常任委員会になったとしても現在行っている流れと同じということでございます。その中で、右側に書かせていただいたんですが、まず、議案上程から委員会付託までに関しましては、会議規則の第37条におきまして、「会議に付する事件は、第140条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。」という規定に基づき行っ

ているものでございます。

先般御協議していただいた中で、常任委員会に全議員が所属した場合、議場での質疑はどうするのかというあたりの御質問がございましたので、その辺の取り扱いについて、全国市議会議長会の本橋さんのほうに御見解をお聞きしております。それが一番下の枠のところに書いてあるんですけども、常任委員会を一つにし、議長を除く全議員が所属した場合の議場における議案質疑及び委員長報告に対する質疑については、少数意見者の排除につながる恐れがあるため、残すべきであるということで、すなわち、議会は言論の府であるということが基本でありますので、質疑なり意見を言う機会は残すべきであるということでもございました。

次に、4ページをごらんください。

これはあくまでも参考でございますけれども、1常任委員会となった場合の定例会の会期日程の例を記載したものでございます。右側の米印のところに書かせていただいたんですが、現在の総務産業、生活文教、予算決算の日程が単純に一つの常任委員会に置きかわるということで、日程的には現状の形と変わりはないということでもございます。

○村田委員長　ただ、先ほど、私が申し上げましたけれども、日程については、余り続いて皆さんの御負担になるということであれば、それは議会運営委員会等で日程の調整、中間で1日休日をとるとかという措置を工夫しなければいけないということでもあります。

○岩本議会事務局長　それじゃ、続けて5ページをごらんいただきたいと思えます。

その上段ですけれども、1常任委員会となった場合の委員会審査の流れを、これも例として記載しております。流れとしては、各課においてそれぞれ条例関係、予算決算関係の議案、その他の議案、また、報告事項等がある場合、それらを各課ごとにまとめて説明し、順次審査を行うという方法でございます。ちなみに、夕張市においてもこういった流れで審査を行っているということでもございました。

続きまして、下段でございます。これは参考ですけれども、委員会を設置しないで本会議のみで議案審議をする場合の流れでございます。この場合は、1の議案上程から4の採決まで、議場のみで完結することになります。ただし、右側の①②のところに記載しておりますように、問題点としては、議場への出席者は三役及び課長級のみであるため、全ての質問に的確な答弁ができるかということと、議場に出席している執行部全員が、全ての議案質疑が終結するまで時間的に縛られる、拘束

されるということが問題点としてあるのではないかということでございます。

次に、6ページをごらんください。

これも皆さん御承知のことでございますが、左側に図示しておりますように、現在、議案審査の流れとしましては、まず、議会運営委員会で上程予定の議案の概略説明を受け、会期日程等を決定して、その後、全員協議会で報告をし、その後、本会議へ上程、委員会付託を行って各委員会で審査をしていただき、最終的に本会議で採決を行うという大まかな流れでございます。その中で、議運、全協、常任委員会、本会議、それぞれの役割、設置の意義を改めて記載させていただきました。

まず、議会運営委員会につきましては、一番最初にも書かせていただいたように、自治法の109条第3項に規定された各事項の審査、加えて自治法の101条第2項におきましては、これは臨時会の招集請求に係る規定でございますけれども、「議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該地方公共団体の長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。」という規定があります。

前回の御協議の中で、この際、議運のほうも常任委員会にまとめてしまっただろうかという御意見がありましたので、このことに関しましても、本橋さんのほうに御見解をお伺いしました。その見解でございますけれども、議運の所管事項を常任委員会の所管事項とすることは可能ではありますけれども、先ほどの臨時会の招集請求が使えなくなるというような弊害が出るということで、やはり議運については別組織とすべきであろうという見解をいただいております。

その下の全員協議会につきましては、自治法の第100条第12項及び会議規則の165条の規定に基づきまして、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」として設置しているものでございます。ただ、現状としましては、各課から議員への情報提供や報告事項、あるいは議会内における各種協議、連絡事項等を共有する場としての役割も果たしているところでございます。

次に、常任委員会でございますが、これにつきましては、尾鷲市議会委員会条例に基づいて、現在、三つの常任委員会及び議会運営委員会が設置されておりますけれども、この委員会につきましては、一般的な考え方として、地方自治体の業務は幅広く、議会が審議する議案等も増大、複雑化している中で、これらを本会議のみで行うには無理があり、本会議の議決に先立って専門的かつ詳細に審議を行ったほうが効率的であるということで設けられているものが委員会であるということでございます。

最後に本会議でございますが、これも御承知のとおり、委員会での採決は対外的に効力を持つものではなく、委員会の審査に基づいて本会議で審議し、議決することによって初めて議会の意思決定となるということでございます。

以上でございますが、議会運営委員会、全員協議会、常任委員会、本会議と、それぞれが違った役割を持っているということでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○村田委員長　　ここで、先ほど濱中委員からちょっとお話がありましたけれども、今後の日程についてお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、これ、1 常任委員会に設置をしていくんだということを前提に書かれておりますけれども、5月14日から、きょう、5月9日で4回目が開かれておるわけでありましてけれども、来週の5月14日から18日にかけて、さまざまな、またいろいろな御意見がございましたら、その辺の問題を解説するとともに、議論もしていただく期間を設けております。そして、最終的には5月18日に皆さんの最終的な最終決定をいただきたいなと思っておるところでございます。その5月18日に最終決定をいただきましたならば、28日までの10日間、事務手続、委員会条例改正とか申し合わせ事項の変更等について、事務局が議長ともども、私ども正副委員長ともども相談をしながら進めていくということで日程を組んでおります。

そして、5月29日に予定をされております議会運営委員会、全員協議会でこのことを皆さんに改めて正式にお示しを議会としてさせていただく。そして、6月4日に予定されております第2回の定例会に当たっては、冒頭、役員選挙の前に、改選の前に委員会の条例改正を議決して、そして、常任委員会のその後、議長選挙、あるいは役員選挙を行っていくという手はずで日程を書かせていただきましたので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

ちょっと待ってください。まだ説明中ですので。何かあります。

○高村議員　　5月18日はちょっと監査で用事があるので……。

○村田委員長　　それはわかっていますので、全体の流れとして日程を申し上げましたので。

説明は以上でございますけれども、この説明を受けた上で、皆様、特に御意見がございましたら御発言を願いたいと思っております。今後、こういうことも協議をしておかなくてはならないだろうというようなことがございましたら御発言願いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○三鬼（和）委員　　予算決算委員会を議長を除く全員でやっていますので、一つ

の委員会で取り組むということについての審査というんですか、それについてはあれですけど、6人とか7人が少なくても、全員というのとは別の、同じようにわかるんですけど、ただ、現状の中では、管内視察等とかそういうの、今、生文であるとか総務でとかということとしておるんですけど、議長を合わすと13人で、例えば、この前ですと生文が学校の給食とかを回ったりとかというのもあったんですけど、私は自分が総務へ入っている部分においては、生活文教で取り組んでおることは委員会のやっていることを尊重して、それを参考にさせてもらっておるというやり方をしておるんですけど、全員でやるとなると、教育施設であるとか病院であるとか、施設になったときに、機能的に、全員で行って視察したりとかという部分を後で分けるということになると逆論になるということもあるので、そういった対応についてはどうなんでしょうかね。ちょっと危惧しておるというか、考えた意見です。

○仲副委員長　その疑念については、今まででもありましたんですけど、特に管外視察等では、前回、議運の管外視察で全員で参加したという実例の中で何も問題は生じなかったと。続けて言います。それで、管内視察については、やっぱり情報共有、全ての議員が情報共有できるという利点のほう、一つ大きな問題として捉えて、管内視察で大勢が行くものという意味では、委員長の判断の中で、相手方に対して余り迷惑をかけないような状態をつくって管内視察を組むというような方向性が一つあってもいいんじゃないかというふうに思っています。

○村田委員長　それと、今の管内視察の中で分けてとかということになればというお話がございましたけれども、分けるということは、1常任委員会にしたら考えてはいいです。ですから、全員で行って、それこそ総務、生活文教、それぞれやっておいたものを同時に進行できるというような形で、それこそ委員長の裁量のもと、その辺のところは運用していけばいいのかなと判断をしております。

○奥田委員　事務局に確認したいんですけど、今、資料の2ページのところで4市の比較がありますよね。これ、4市というのは、全部北海道ですね。私もある程度ネット等で調べたりしたんですけど、1常任委員会にしておる4市、多分電話とかでいろいろ調べていると思うんですけど、1常任委員会のメリット、デメリットとか、そういうのをちょっと、どういうふうに言われていたかとか、わかれば教えてほしいんですけどね。

○岩本議会事務局長　実際には夕張市のみにお話を伺ったんですけど、どのようなメリットという点ではちょっと話は伺えなかったんですが、どういう運用の仕方をしておるかという中で、8人が委員会に所属しておって、やはり行政全

般となると1人ずつの負担が重いということで、2人ずつ4班に分けてそれぞれ所管の担当を決めて、専門分野のような格好で、そういうやり方をしているという話はお聞きしました。

○濱中委員　これ、それぞれがばらばらに心配なところ、点を言い出すと恐らく切りがないのかなという気がするので、1点ずつ詰めていくような形はできないでしょうかね。例えば、質疑に対してどういう形にするのか。というのは、やはり前回、予算決算を一つにしたときの委員会の形を変えたときのものが、きちんと文書になって申し合わせ事項としてありますか、事務局。前回、予算決算を一つにしたときの取り決めのような形の中で、注意事項なんか文書にしたものってありますか。

○岩本議会事務局長　特に今の書いてある尾鷲市申し合わせ事項の中には、そういった取り決めは書いてはおりませんが、設置する際の議論の中でそういったお話が出たということは伺っています。

○村田委員長　ちょっと待ってください。ですから、今、いろいろな問題を出したら切りがないというお言葉、ありましたけれども、そうじゃなくて、ですから皆さんに御意見を聞いて、この問題点をまず洗い出しして、それから次回の委員会でそれらを一つ一つ解決していく運びになっておりますので、今のところは皆さんの御意見をいただくということに終始したいと思います。

○濱中委員　そうしますと、きょう、もう一度そうやってみんなの考える問題点であるとか、調べたい課題点を出して、この14日から18日の間に次の作業をするとなったときに、14から18の間で何度も議運を持つということに、議会改革の会議を持つということにさせていただけるのか、14から18の中で1回というのは、結構スケジュール的にはタイトかなというような気がするんですけど、それはどんな感じなんですか。

○村田委員長　もちろんそれにつきましては、14日から18日、極端なことを言ったら毎日でも集中に審議をするということでやらないと、6月4日の日程には当然間に合いませんから、今から今後、1回の委員会でまとめようという気持ちはありませんので、皆さんの御意見をいただいて、その問題で、基本的には、議長も再三再四言われておりますように、全員の方々が納得をしたような形でこういう改革というものは進めるべきだということを言われておりましたが、そうなるべく努力をする、その期間として5月14日から18日まで、場合によっては集中して毎日でも議論するということになりましようと思います。

○濱中委員　先ほど奥田委員さんが聞かれた部分で、事務局が答えていただきま

したけれども、そういった形のほかの市のパターンも大体聞きたいなというような気がしましたので、今の夕張の形ですと、1 常任委員会で全員が周知をするという形ではないなということでしたので、今回自分たちが目指すものとはちょっと方向性が違うなという気もしましたので、イメージがちょっと湧かないなという。それで、もう少しそのあたりの調査をしたいなという気がしました。

○村田委員長　ただ、1 常任委員会というのは、この4 市がやっておるだけでありまして、今、1 市で聞いた状況でございますけれども、やっぱり尾鷲市の議会は、他市の参考にするというのも一つにはありますけれども、尾鷲市の議会としてどうするのかということをお決めでいただきたいなと思っておるところでありまして、皆さん、よく、これ、ちょっと語弊があるとお許しいただきたいんですけども、語弊があるかもわかりませんが、イメージが湧かない、イメージが湧かないとよく言われるんですけども、今から初めてやることですから、なかなかイメージなんて湧かないですよ。これまで1 回でもあって、先例としていろんな市がやっていて、それを視察してというならばイメージというものは湧くでしょうけれども、しかし、そういうことでイメージが湧いたとしても、果たして尾鷲市の議会の中で一つの常任委員会にしてのイメージはどうかということもなかなかわからないのです。ですから、改革というのは、まさにそのイメージも大事ではありますけれども、まさに今、これをやっていくんだということは私は必要だと思いますので、その辺のところはさまざまな御意見、あると思いますけれども、一つ、さまざまな御意見の中で、皆さんもいろいろ考えて御提案をいただきたいなと思います。

○濱中委員　もちろんそうなんです。初めてやろうとすることに、それは委員長と言われること、ごもつともなんですけれども、ただ、同じ地方自治法のもとに、議会というのはそこにベースがあるなというふうに考えますと、ほかの同じぐらいの定員でやっているところが、今回、副委員長言われた、これのほう効率的であろう、これのほう情報共有でできるであろうというものが、そこを理解する上で、じゃ、ほかはなぜそこに向かってやらないのかなということも自分なりに調べてみたいと思いますので、また、事務局のほうでもそういう情報がありましたらお願いしたいのと、自分なりに、なぜこれがそっちに進まないのかなということも調べてみたいと思います。

○奥田委員　先ほど、3 ページ、濱中委員、質疑のことを心配されていましたが、けれども、質疑は今、予算決算常任委員会でも、質疑、普通にやっていますので、そ

の辺は問題ないかなと思うんですけど、ただ、僕、気になっておるのは、この前、申し上げたように、審議がきちっと議会としてできていくのかという。これ、1常任委員会をすることで、間違いなく執行部は楽だと思っんですけどよ。非常に楽ですよ、これは。執行部は楽なんやけれども、議会としてどうなのかと考えた場合に、これはこの前も申し上げたように、僕、伊藤市政以降しか知らないんですけど、伊藤市長のときは本当に、定例議会に入る前にきちっと丁寧な説明というか、審議がきちっとできた上で定例議会に入っていたと思うんです、方向性もきちっと示した上で。でも、岩田市政になって、そういうところはちょっとおろそかになって、定例議会ではぼーんと上がってくるのが結構多くなって、加藤市政になって、余計それがひどくなって、これまで言ってきたことが、この前の2月のときでも、ぼーんと学校、遠くのことでも変わったりとか、ごみ焼却場の件でもぼーんと、あれ、発表したのかどうか知りませんが、新聞に尾鷲市が決めたんだみたいな、そういうのがぼーんと出たりとか、審議もしていないのに。3月定例議会でも、初めて出てくること、聞いていないこともこの前、ありましたよね。

だから、そういうことで、やっぱりそういうことを一番心配するところであって、執行部は楽になるんやけれども、議会もやっぱり、執行部、楽、させたらあかんと思うんですわ。今、本当に議会軽視やしね、市民軽視の状況がずっと続いている。市民の方、かなり怒っているんですよ。本当に尾鷲市はどうなっておるのやというような、議会に対する批判もかなりあるわけなんですよ。だもので、きちっとした議会としての審議も、執行部を甘やかすんじゃなくて、もうどうなっておるのやというようなことをどんどん議論できる、そこだけ僕はきちっとしてもらえたら、僕はこれは、そこだけお願いしたいですわ。

○村田委員長　　これ、よく奥田委員がおっしゃって、私も名指しで、あんた、変わっておらんやないかというようなことを言われたんですけども、決してそういうことではないんですけども、ただ、執行部が楽になるというのは、これまで何回となく繰り返して説明していたものが、一つの場で1回で説明をできるということなんです、その辺のところは私は、委員長の責任が特に重要視をされるかなと思っておりますけれども、三つにした分を、三つにしたから省略するんじゃなくて、三つにしたから、今までやってきたことは継続してやっていくと。

さらに、現議長、南議長でありますけれども、次回も南議長、されるかもわかりませんが、そのときの議長さんと執行部と、それから委員長との、何回も申し上げておりますけれども、連携ですね。時には厳しく言うということはやっぱり

議会としても、改革とともにそちらのほうも執行部にも気持ちの上、それから、市政の面で改革をしてもらうという点で、議会側から強く言わなければいけないなど、おっしゃることはよくわかっております。

○三鬼（和）委員　先ほど夕張の件が出まして、1 常任委員会にするということは建設的に捉まえておりますもので、それは特に今、委員長、副委員長が言われていますように、情報の共有であるとかということはずばらしいことなんですけど、ただ、我々の本質的な仕事は審査であり、チェックすることであって、その後一般質問とかそういったことがついてくるわけなんですけど、その中で、一つにしたときに、管内視察とかも含めてなんですけど、予算やったら予算、事業を承認したことについてのチェックするとき、13人、数で言ったら今の総務産業と、それから生活文教がやっておるものを全員でやっていくわけなんですけど、そういったときに13人が、大は小を兼ねるといって十分あれなんですけど、そういった機能の面でどうなのかということがちょっとイメージ、湧かないので、よく似たような発言をするわけなんですけど、現状としては、今、総務産業、所管しておるんですけど、そういった審査したこと、事業についてのことというのは、追って管内視察したいとか事業視察したいということまでしておるのが、全員で対応するとき、人数含めて、その辺について、先ほどの奥田委員の発言もそうやけど、数が減っていくようではあかんとか、情報共有するという意味とか、あれやなしに、総務産業と生活文教があって一本化するということは、その中からまた分科会をつくらなったら、また逆論にもなるようなことがあるもので、その辺を気持ち的に慎重なとか、ところがあります。検証をしたいなというところがあります。

○村田委員長　じゃ、検証方法はどういうふうにしてしたらいいんですか。今、この日程の中で検証をどうやってやるんですか。ちょっとお知恵を御教授いただきたいと思います。

○三鬼（和）委員　ですもので、今、濱中委員が一つ一つ、していくときに日程的に大丈夫なんですかというのもあったように、漠然とどうしていくか、こうしていくかって、これはもう時間を限ればかかることですし、どの点をとるところもあるとは思いますが、先ほど、副委員長、視察の面もありましたけど、反対に少人数だと、この前、総務産業なんかは2泊3日で4カ所、少人数やもので、行き帰りの中でこなせるということもまたありますし、全員で行ったら全員でまた共有できるということも、両方ともあると思うもので、これはもう多い少ないの部分はケース・バイ・ケースだと思いますもので、それをちょっと私自体がイメージが、

全員になったときに、今までやってきたのももう二十何年しみついておるといことがありますが、その辺が自分でもどう検証したらいいかということを含めて、自分自身も解消したいなというところはそういうところなんですけどね。

○仲副委員長　前段の御質問の中で、審査、審議していく中では、先ほどもお話ししましたように、全員が情報共有する中で、逆に13人のほうが多様な意見が出て、一部に偏った意見じゃなしにそれぞれの多様な意見の中で執行部に対して審査できる方向性のほうが、やはり尾鷲市にとってはいい方向に進むのではないかなというように感じて私は今まで考えておりますけれども。

○三鬼（和）委員　その部分は予算決算委員会がございますので、それは全員でやっておるといことを踏まえて効果も出ているといことはあるんですけど、その後、予算決算委員会は申し合わせで定例会中だけしか、設置したときには定例会中しか開催しないといことで申し合わせがあつて、その間の中間的な調査については総務産業であるとか生文が所管を調査するとい、予算が承認されたことについてとい申し合わせで当時、予算決算委員会ができたことがあるので、そのように全体で予算を審査したこと、事業について認めたことを総務産業、生文で今、その間調査しているといことがなじんでおるもので、それもまたこれからは全員でするといことじゃないんですか。

○村田委員長　ですから、この申し合わせ事項を、役員改正のときにもいろいろ改正しておるわけですから、1常任委員会にするといことが決まれば、そのことについて申し合わせ事項をきちつと決めていけば、私は解決するのではないかなと。ただ、あなたのおっしゃる、濱中さんもおっしゃいますけれども、イメージ的にはイメージが湧かないといのもそれは事実でありますけれども、こういった申し合わせ事項等については、その都度、今回、改正をするに当たつてやつていくといことでよろしいのではないかなと思います。

○三鬼（和）委員　要は、ほかではこういった、例えば予算決算も分科会をつくつて総務系と生文系なり、どのような分け方をするか。今、先ほどでは四つぐらいに分けておるとい、夕張もあつたんですけど、分科会をつくつてそれを予算決算委員会の中でまた代表者が報告してといつて、それで質疑もあつてトータル、まとめるとい、本会議にするのにミニといのをやつておるところがあるんですけど、それ、1常任委員会になったときに、また分科会みたいなのをするのであれば、現状と余り変わらないんじゃないかなとい、組織的にありますもので、それを合理化したのが1常任委員会かなといのはあるんですけどね。

○村田委員長　　ですから、分科会をやるんだったら1常任委員会にする必要はないんですよ。ただ、1常任委員会にするということは、今まで各常任委員会が予算にかかわることについては予算決算の了解を得てやっているんですけども、どこまで予算のことに踏み込んでいいのかというジレンマが非常にあるわけなんですね。そういったものも解消するために1常任委員会でやってはどうかと、全てのものやったらどうかということでもありますから、あえて1常任委員会にして分科会でまたやるというようなことだったら、やらないほうが良いと私は思いますよ。ですから、それはあれだと思いますけどね。

○濱中委員　　先ほどのいわゆる心配のことの検証の方法ということなんですけれども、例えば、前回も言いましたけど、これ、条例変更がありますので、変えてみてからでは、あかなんだということができないということを前提にすると、例えば人数の問題にしても、視察の問題にしても、もう一年間、この二つ、現行条例のまままでいって、それで同じように各委員会がやる視察に全員が視察に参加をするとか、全員が常任委員会に傍聴の形であったとしても参加をすることで、一つの常任委員会にしたときの日程的なことであるとか、管内視察の人数的なことであるとかということが検証できるのではないかなというふうな気はするんですけども、いかがでしょうか。これは先ほど委員長が示していただきましたスケジュールとはちょっと異なる形になりますけれども、準備をするということに関しては、1年間の常任委員会の動きを全員でやってみる。もちろん委員会の議論は各委員会の議論としてすることにはなりますけれども、そのお試しがあってもええのかなという気はしますけど、いかがでしょうか。

○村田委員長　　先ほど1常任委員会に方向づけをして、スケジュール的にはこういう格好で進ませていただきたいという中で、こういう御意見があるのはどういうことなのかなとちょっと思いますけれども、御提案をいただいたことはわかりますので、きょう、結論を出すんじゃなくて、先ほど来から申し上げておりますように、きょう出された意見を一つ一つ、また集中的に解決、あるいは議論をしていくという場を設けますので、一応御意見があったということは認識をしておきます。

○濱中委員　　先ほど1常任委員会の方向性ということには賛成しますよということも申し上げましたけれども、スケジュール的なことは説明がされたことで、じゃ、それで行ってくださいということ発言したつもりはなかったもので、ちょっと誤解のないようお願いしたいと思います。

○村田委員長　　それはスケジュールをあなたに見てもらってということで私は発

言しておるのじゃないですよ。皆さんにスケジュールはこういうことで、1 常任委員会で進むのであればこういう格好でいかないと、6月4日の定例会に間に合いませんから、6月4日の開催予定である定例会に間に合うということをするのであればこういう日程になりますよということで説明をただけで、別にこれをあなたに承認していただいた、皆さんに承認していただいたという認識はありませんよ。説明ですから。

○濱中委員　　そうしますと、この議論は6月に間に合わすという前提でやっているというふうに理解をするものなんですか。

○村田委員長　　できればそういうつもりで日程を組んでおりますので、そのようにやっていただきたいということで今進めておる。しかし、その日程にいろんな問題があって、議論があって間に合わないようであれば、これは考えざるを得ないでしょう。しかし、あくまでもこういう目的を決めて、方向性を決めてやるのであれば、日程もある程度決めておかないと、ずるずるべったりではやりませんからね。

○楠委員　　ちょっとさかのぼってまた失礼なんですけど、基本的に1 常任委員会にしたことによって、一つの執行部のほうの説明が一個減っただけで、その後、何なのというところがちょっと気になる場所なんですね。先ほど事務局のほうからも、議会運営委員会については努力規定だけど、実質的には、臨時議会だとかいろんな面で設置しておかないと、招集とかいろんな問題が出てくるという、これは私も理解できる場所なんですけど、委員会が二つが一つになって減るという、会議の席が一つ減るだけで、実質何の効果があるのかなというところはあるんですけど、それとは別に、議会改革ですから、これはちょっと難しいところもあるんですけど、やはり執行部からのほうの行政報告等を定期づけるだとか、それから、あと、今度は議会としてやらなきゃいけないことは、あくまでも事務評価、そういうものをしっかり議会で見たいかなきゃいけないというところも議会改革の一つじゃないかと思うんですね。これは市のほうの尾鷲市の議会規則にもありますし、どんどん行政側のほうに資料の提供はできるわけなんですけど、そういうことをやっていかないと。

　　ちょっと私、1 件だけ気になったのは、先日の議会報告会で、消防、防災関係の予算が、36地区7万円の252万という数字が、マックスは7万円であって、あくまでも3分の2が限界なんですよというところを、あの席で、そんなの、聞いていないよという言葉が議員から出したこと自体は、予算の審議をちゃんとしていないということになりますので、そういうところも含めてしっかり、1 常任委員会だ

けじゃなくて、全てのところの議会改革も含めて検討に値するんじゃないかなというふうに思っていますし、一本にすること自体は、私は特段反対するとか賛成するとかじゃなくて、一つの方向性としてはやはり基本的には、先ほど委員長も言っていましたけど、議員定数についてはまた別にちゃんと考えましようと言っていたのであれなんですけど、行政報告の規定をちゃんと設けることと、それから、あと、委員会においても必ず、以前、委員長が、討論は本会議でやるというようなお言葉をいただいたんですけど、あくまでも委員会での討論をしっかりとできるようにしておかないと、皆さんの意見に賛成ですという言葉がないような委員会にしていかなきゃいけないだろうというところが、やはりそこが本当の改革の内容じゃないかなというふうに特に思っていますので、その辺の3点のところは理解を得られれば、方向性として私は、13人がしっかり腕組みをして、尾鷲市のために頑張っていくということが必要じゃないかなというふうに思っています。

○村田委員長　おっしゃることはよくわかりますし、それから、執行部の報告を定期づける、これについては、先ほど奥田委員の御意見のときに私も申し上げましたけれども、今回、議会がこういう改革をするに当たっては、やっぱり執行部にも意識の改革というものをしていたかなくてはならない、そのための一つとして、あなたのおっしゃる、例えば定期づけるとかということも一つの方法でしょう。これ、やるやらないは別にして、方法でしょう。

また、委員会の討論ということも、委員長の裁量でやっていただければいいとは思いますが、しかし、本来は本会議で討論をやらしてもらったりするのが筋かなと。というのは、なぜ言うかということ、私自身も含めて反省をしなければいけませんけれども、各委員会の審査の中で、やっぱり一般質問まがいのような議論になってしまっているんですね。それは一般質問というのは本会議でやるべきであって、ただ、どうしても質疑をしながらいろいろ議論しておくと、一般質問のような形になってきますけれども、委員長のその仕切りだと思えるんですけども、できればそういう形も議会側としてもやっぱり改革をしていかななくてはなりませんから、ただ、1常任委員会にする改革だけでなく、これを機に、1常任委員会をすると同時に、執行部、それから議会側もさまざまな点で改革を進めていって、今回のいわゆる議会の改革というものに持っていきたいと思っておりますので、その辺のところはおっしゃることはよくわかりますので、その辺のところはもう御意見として伺っておって、これをまた皆さんで御協議願いたいと思います。

○奥田委員　委員長、ちょっと言うてくれたんですけども、楠委員の今の発言に

対してちょっと一言ある。今言われたように、確かに定期的に毎月月初めにしてもらうとか、そういうのを定期的にしてもらおうというのは非常にいいことだと思うし、事業報告、そういうのも積極的に執行部をお願いしてもらって、議長、委員長から、そういうのもきちっとした報告、してもらおうというのは僕はいいと思うし、それと、議運をなくすという話ですけど、1 常任委員会にするという、1 常任委員会も今、四つの市しかないわけですよ。だから、1 常任委員会にするということでもすごいことじゃないですか。なもので、今、四つの市が1 常任委員会やけれども、その四つの市は議運があるわけですよ。だから、議運をなくすというのはまたすごい改革やと思うし、日本一ですよ、そこまでやってしまうと。なもので、とりあえずは四つしかない、1 常任委員会。これもすごい改革やもので、まずはそれを行った上で、次のときにまた議運のことは考えてもいいのかなと今聞いておって思ったんですけど、どうですか。

○楠委員 いろんな改革をしていくわけで、条例の条文そのものを変えていくには必ず今後考えなきゃいけないのは、逐条解説、第三者に対してこういうことでこういうふうにしたんだとか、あるいは執行部に対しても、こうだからこうするんだという逐条解説をしっかりとつくれるようにしていかないと、正直、言って、言葉は悪いですけど、拙速過ぎないようにいろいろ議論は必要じゃないかなというふうに思っています。

以上です。

○村田委員長 ですから、その改革については、1 常任委員会にして、改革というのは現、我々の任期中にどんどんやっていけばいいことで、順を追ってやっていけばいいことで、何でもかんでも一緒くたに今、大改革とできませんから、一つ一つ順を追ってやっていく、その手始めとして1 常任委員会にやってはどうかという副委員長の提案だと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

他にございませんか。

○三鬼（和）委員 審査に関しては、副委員長言われるように、全員ですということには否定は、いいと思う、そっちのほうが。ただ、私は今までの経験からいくと、その審査したことに対する継続的な、予算主義から今はもう決算主義というかに変わってきている、行政においても財務4表をつくれというような国からの指導があるぐらいの、利益を出せ、赤字になってはいけないというような自治体運営をしておるという中で、予算を認めた事業に対して、中間的なものとか、それをやったり休会中にやる、もっとやらなあかんと思うんですね、これ以上。特に尾鷲市、

財政、厳しい中で、効率、いいのかどうかという、そういったものを全員でするときに、それが私はイメージが湧かないというか、全員で、大は小を兼ねるって、全部が全部やるのを回数も減っていくようではおかしいと思いますし、生文がやっておった、総務がやっておったというのを、休会中に管内視察等も含めたりとか、委員会の聞き取りなんかも含めてというの、そういうのがよりふえるぐらいになるというんだったら1常任委員会でするイメージ、できるんですけど、その辺が、大きくなったために、もう一遍そこでしたことやないかといって片づいて、省略になったりとかになると、我々がチェックのところは余計停滞してしまわないかということところが心配なもので、その辺だけなんですわ、1年間続いて、我々、議会活動をする中で。審査については、もう本当に予算決算委員会でするイメージでやっておるということがあるものでイメージできるんですが、いろんな条例に対しても審査もそうすると。ただ、その間のことが多いと思うんです。総務産業にしても生文にしても、これからのことも予算がついたことも将来的なことも議論するというのは、それぞれの専門委員会に基づいてやっておる。国でも県でも専門委員会をつくってやっておるということが、今度は逆流するということになるので、その辺がどうかかなと思うところなんです。二十何年しみてやってきた中で、そういった経験しかないもので、その辺だけ低下せなんだら、私は別段、全員でやるということには否定というか、建設的でええと思うんですけど。

○村田委員長　おっしゃることはごもっともだと思いますし、二十数年された議員がほかにもいらっしゃいますけれども、その議員の方々もさまざまな思いがあるんだろうなとは思いますが、審議以外の、いわゆる閉会中のいろいろな視察とかのものにつきましては、まさにそれは委員長の運び方だと思うんですよね。ですから、その委員長を皆さんの御同意のもとに選出するわけですから、委員長に御意見を聞いていただいて委員長がそのように進めるということで、やっぱり皆さんが御認識をしていただければ、私はその辺のところはクリアできるのではなからうかなと思いますけれども、これは三鬼さんと私の議論じゃなくて、一般的にそう思います。

○濱中委員　繰り返しになるところもありますけれども、先ほどから楠委員、奥田委員、三鬼委員の話を聞いておる中で、やはり1常任委員会にするという改革自体が物すごく大きくいろんなことがかかわってくる改革なんやなと感じると、次の1週間とか6月までの2週間、3週間で全てが納得できる場所にいけないとは思えないので、まずスケジュール案として、少し先ほど示していただいたものには異議

があるというふうに感じておりますのと、あと、やはり全体で動くということをどういった形になるのかというのは、1年間かけることで御納得いただける部分が出てくるのかなという気もしますので、やはり逐条解説というふうに言われました。これは全ての条例に対して必ずつくものであるという認識をしておりますので、1常任委員会にするというための逐条解説、全員の議員が納得して入れるぐらいの形にするには、やはり1年間、それぞれのことを経験してみるという、検証してみるという期間が必要ではないかなというふうに、今、皆さんのお話を聞いて感じました。

○村田委員長　御意見としてお伺いしておきます。

他に御意見、ございませんか。この際、委員外の方でも、特に発言が御意見、ありましたら御発言願いたいと思いますが、ございませんか。

小川副議長、先ほど何か手を挙げられましたけど、よろしいですか。

○小川副議長　皆さんの御意見もごもっともだと思っただけですけども、先ほど、委員長が方向性を示すということで、採決ではないですけど、皆さんにお伺いしたときに、方向性、示すのは皆さん、賛成したと思っただけですよ。議論を聞いていると、何か逆行しておらへんかなというのはちょっと感じまして、それなら方向性を示す前にそういう議論をするべきじゃなかったかなと。もし方向性を示したんだったら、それに向かって個別の案件は案件でこれからしていけばいいことじゃないかなと、そう思ったものですから、ちょっと一言言わせていただきました。

○村田委員長　ありがとうございます。ですから、冒頭申し上げましたように、きょうは皆さんの御意見を聞いて、また次回に開催するときにはこの問題についてはどうなのかということをもっと深めて議論させていただきたいと思っております。

よろしいですか。

○奥田委員　確認させてください。これは7ページのところで、今、委員長言われていましたけど、先ほどからも、18日に最終決定と書かれていますけど、委員長、副委員長としては、この次の改選というか、役選してから6月からやるということですよ。その辺がやっぱり一番あれかな。濱中委員も言われたように、1年検討するのか、その腹づもりとしてはもう6月からやると、やりたいということで理解して。

○村田委員長　ですから、先ほど来も申し上げておりますように、できればこういうスケジュールでやりたいというものですから、あくまでもこれは予定でありまして、18日まで集中審議をするということはいくまでも予定ですから、場合によ

ってはずれ込む場合もありましょうし、もっと早まってする場合もありましょうし、はっきり申し上げて、これ、言葉はどうかと思うんですけども、善は急げではないですけども、この改革というのは必ずしも悪いものじゃないと私は認識しておりますから、できれば早い時期にやれば一番いいんだなど、そういう意味からすると、こういう日程を、まず最初の6月に間に合わせるにはこういう日程しかないよねということで、思いとして書かせていただきましたので、あくまでもこれに基づいてやるということではなく、準じてやらせていただきますけれども、これをきちっとやっていかななくてはならないのだということではありませんので、御了解いただきたいと思います。

○奥田委員　確認です。済みません。言える範囲で結構です。そうすると、今話を聞いていて、私もちょっと悩むところなんですけど、方向性、僕、これ、大賛成でありまして、この流れでもいいのかなという気もしているんですけど、ただ、時期尚早的な意見も出ていますけど、委員長としてはこれは最終的にはどうされるんですか。採決をとったりとか、そういうことで決められるのかな。

○村田委員長　採決というよりも、賛否ですね。とっていかして、改革というのは、できれば全会一致でやっていくのがこれはもう大前提というか、一番望ましいなとは思っておりますけれども、しかし、時には改革をやる上において、全会一致でなくても、大勢を見て判断をして決めていかななくてはならないときもあるのかなという感じは持っております。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、今回、この委員会を閉じたいと思っておりますけれども、このスケジュール表、日程に書いてありますように、また14日から18日の間で皆様方にお集まりをいただくという場を設けますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。本日はまことに御苦労さまでございました。

(午前11時02分　閉会)